

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可(四件) (農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(五件) (〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件) (都市  
計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

◇ 正 誤 昭和六十三年十月鳥取県告示第九百七十七号中訂正

昭和六十三年十一月鳥取県告示第千四十一号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第千五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、光徳土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)倉谷地区農業用排水)を昭和六十三年十一月九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、光徳土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)小竹地区農業用排水)を昭和六十三年十一月九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業(第三期山村振興農林漁業対策事業赤松地区農道整備)を昭和六十三年

年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業日光地区農業用排水）を昭和六十三年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六十二号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）浦富地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十三号

船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）船岡地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十四号

船岡町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業見槻中地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十五号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）飛時原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十六号

日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）飛時原地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町土地改良区	農村総合整備モデル事業西伯（能竹）地区区画整理	昭和六十二年二月二十日

鳥取県告示第六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市総合福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市富安二丁目地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第

二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から昭和六十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年十二月鳥取県告示第三十八号、昭和六

十年十月鳥取県告示第九百七十六号及び昭和六十三年五

月鳥取県告示第五百七号の事業地に東伯郡羽合町大字長瀬字東ヲドロ、字西ヲドロ、字五反田、字三ツ江、字三ノ上河原、字江尻及び字五ノ下浜、大字田後字拾ヶ坪及び字井尻、大字光吉字茅見堂及び字二ノ屋敷並びに大字赤池字上通及び字柳原を加え、同町大字久留字樋口下、大字光吉字一枚河原、字下モ、字廻及び字屋敷、大字長瀬字三ツ実、字二ノ下浜、字四ノ下浜、字三ノ浜根荒神、字二ノ下浜屋敷、字浜根、字荒神ノ外、字下惣田、字天王、字下政長及び字和反田、大字水下水河原田及び字栗坪、大字上浅津字黒田及び字九ノ坪、大字下浅津字為刈並びに大字田後字大俵、字手次、字外出口及び字二ノ北屋敷地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

正 誤

昭和六十三年十月鳥取県告示第九百七十七号（銃猟禁止区域の設定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	行	誤	正
五	上	十及び十一	四一四八から四一五二まで、四一五七
〃	〃	十六	字殿原の一
			字宝殿原の一

昭和六十三年十一月鳥取県告示第四十一号（海岸保全区域の指定の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
七	上	五	九六六・〇〇メートル	九五六・〇〇メートル